

関東地方整備局管内 工事事故事例 【平成29年度1月期】



関東地方整備局
企画部 技術調査課

■工事事故発生状況

平成30年1月期(1/1～31)までに、関東地方整備局発注工事において**4件**の工事事故が発生。

	1月発生件数	累計件数
平成29年度	4 件	49 件
平成28年度	3 件	43 件

本資料においては、発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

平成30年1月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 降雪時に、勾配のある工事道路を移動中のクレーンが転倒し、負傷

工事種別	一般土木工事	事故発生日	平成30年1月22日	気象条件	雪
------	--------	-------	------------	------	---

■事故概要

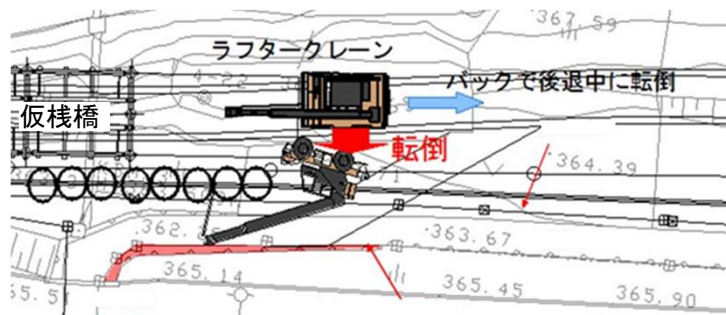
労働災害 - 建設機械の稼働に関連した人身事故

- ・ 降雪の影響により作業を中止し、25 t ラフタークレーンを所定の位置へ駐機するため、仮栈橋を後進していたところ、敷鉄板上の積雪によりタイヤが逸脱し、クレーンが転倒した。
- ・ 転倒により、クレーンオペレーターが肋骨・腰椎を骨折し、肺・脾臓を損傷した。

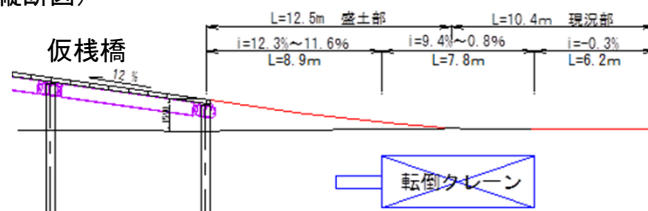
■事故発生状況

事故発生時の配置

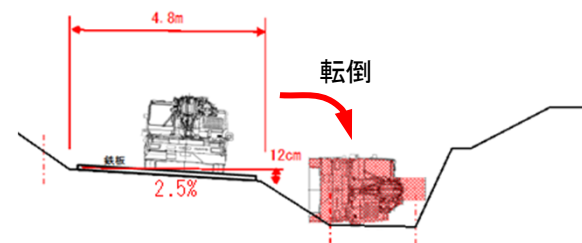
(平面図)



(縦断図)



事故発生状況



平成30年1月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 降雪時に、勾配のある工事道路を移動中のクレーンが転倒し、負傷

発生要因

○悪天候時の作業

降雪時に作業を中止しなかった為、仮栈橋取付け部の敷鉄板上が積雪により滑りやすい状態であった。

○使用機械の整備不足

クレーンのタイヤはノーマルタイヤであり、タイヤチェーンによる滑り止め措置も行っていなかった。

◆本来ならば・・・

- ・天候不良時の判断を明確に定め、降雪強度に応じて作業中止を判断すべきであった。
- ・降雪地帯での作業に使用する機械は適切に滑り止め措置を行うべきであった。

↳ 関係法令等：クレーン則 第31条の2 クレーン作業の中止

再発防止策

○中止判断基準の設定

気象庁の注意報・警報のみによらず、現地状況に応じた作業中止判断基準を設け、当該現場においては、積雪3cmで作業を注意する。

○滑り止め措置の徹底

降雪時にやむを得ず機械を含む工事関係車両を走行させる場合は、全ての車両に滑り止め措置を行う。
(スタッドレスタイヤまたはタイヤチェーンの装着)

○走行路の整備

降雪や降霜に備え、仮栈橋取付け部コンクリート舗装とし、滑りにくい走行路を整備する。

平成30年1月期 工事事務事故発生事例

【事故事例②】 巡視車両が無人のまま動き出し、第三者車両に接触

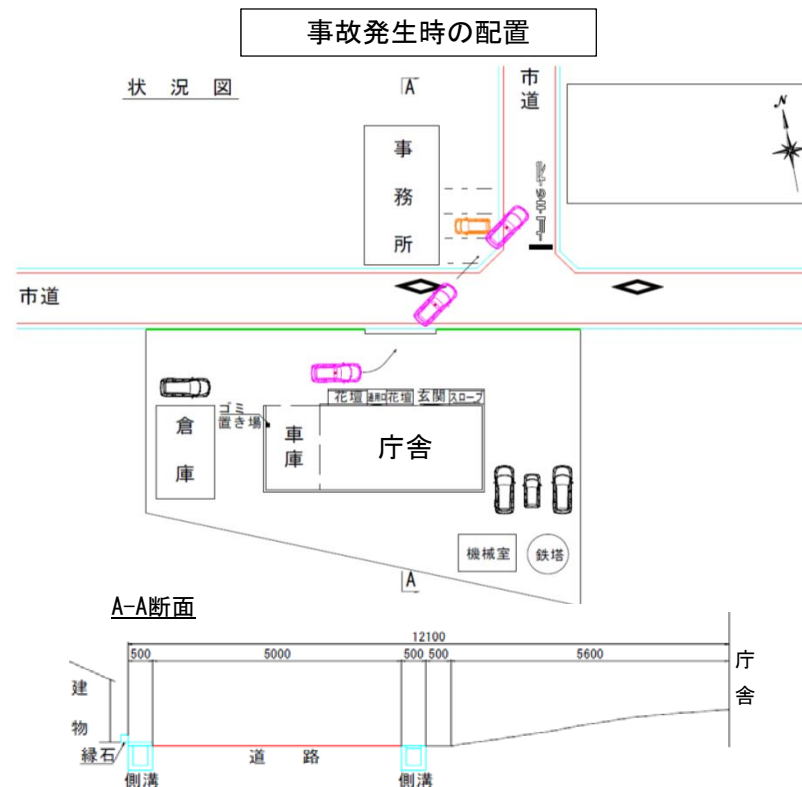
工事種別	役務	事故発生日	平成30年1月30日	気象条件	晴れ
------	----	-------	------------	------	----

■事故概要

公衆損害 - 第三者車両等に対する損害

- ・パトロール出発前、庁舎敷地内に巡視車両を停車し待機していた際、車内のゴミを捨てるため車両管理員がギアをニュートラルに入れたまま、サイドブレーキもかけずに運転席を離れたところ、敷地の勾配により車両が無人で動き出した。
- ・動き出した車両は敷地を出て市道を横断し、民地駐車場に駐車していた第三者車両に接触し停車した。接触により第三者車両及び官用車が損傷した。

■事故発生状況



事故発生状況写真



平成30年1月期 工事事故発生事例

【事故事例②】 巡視車両が無人のまま動き出し、第三者車両に接触

発生要因

○始動しやすい状態で運転席を離脱

待機する際はサイドブレーキをかけパーキングレンジとすることとなっていたが、事故発生時はフットブレーキのみでニュートラルレンジの状態であり、更に車内のゴミを捨てる事に気を取られたため、そのまま運転席から離脱した。

○傾斜地での待機

車庫から車両を出し、車両が動き易い傾斜地に車を停車させていた。

◆本来ならば・・・

- ・ 運転席から離れる際は、エンジンを停止しサイドブレーキを掛けた状態で離脱すべきであった。

再発防止策

○注意喚起の強化

車内に「降車時のエンジン停止、サイドブレーキ、パーキングレンジ」を記載したパネルを設置し、車両管理員は降車時に指差呼称するよう徹底する。

○待機場所の限定

庁舎敷地内での待機は傾斜地ではなく、車庫内に限定することとし、待機時はエンジンを停止するよう周知徹底する。